

令和8年度 太子町学童保育園入園申請書兼保育児童台帳

令和 年 月 日

太子町長様

〒 - 自治会名：

住所：太子町

申請者（保護者）

名前： 注意

電話番号： 引き続きの申請の場合、前年度と異なる保護者名を記入されますと口座

振替の再登録が必要になります。

太子町学童保育園を利用したいので裏面同意事項に同意し、次のとおり申し込みます。

児 童	*兄弟姉妹で入園希望の場合は、〔 〕内に、○を記入してください。				生 年 月 日		性 別	学年※令和8年度	
	ふ り が な：				平成 年 月 日		男 ・ 女	年生	
	名 前 ：〔 〕令和								
入園を希望する学童保育園		龍田 ・ 斑鳩 ・ 太田 ・ 石海			出身幼稚園・保育園 (新1年生のみ記入)				
*利用希望期間(月)で該当する欄に○を、③の場合は利用希望月にも○をつけてください。また、利用予定曜日と利用頻度についてもご記入ください。									
利用希望 期間 (月)	①通年		令和8年4月1日～令和9年3月31日			月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ※利用予定曜日に○をつけてください	利用頻度：月～金の5日のうち 週平均 日利用		
	②長期のみ		春休み（4月） 夏休み（7月・8月） 冬休み（12月・1月） 春休み（3月）			月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ※利用予定曜日に○をつけてください	利用頻度：月～金の5日のうち 週平均 日利用		
	③上記以外		4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月			月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ※利用予定曜日に○をつけてください	利用頻度：月～金の5日のうち 週平均 日利用		
保育を必要とする事由			□就労 □疾病・障害 □家族介護・看護 □その他（ ） ※育児休業中は利用できません。ただし、就労復帰予定月の1日からは入園対象となります						
同居の 家族	ふ り が な 名 前		児童との 続柄	生年月日		勤務先・学校名（学年）	通勤 時間	学童申込 ○を記入	備 考 (障害の有無等)
	①			・			分		
	②			・			分		
	③			・			分		
	④			・			分		
	⑤			・			分		
	⑥			・			分		
祖父 母の 現 況	名 前			年齢	住所（別居の場合は番地まで記入してください）			就労の有無	
	父方	祖父 ⑦		歳				有 ・ 無	
		祖母 ⑧		歳				有 ・ 無	
	母方	祖父 ⑨		歳				有 ・ 無	
祖母 ⑩			歳				有 ・ 無		
緊急 連絡 先	優先 順位	名 前 ①～⑩の方の場合数字で記入		児童との続柄		電 話 番 号			
	1					(携帯 ・ 自宅 ・ 勤務先)			
	2					(携帯 ・ 自宅 ・ 勤務先)			
	3					(携帯 ・ 自宅 ・ 勤務先)			
	4					(携帯 ・ 自宅 ・ 勤務先)			

※必ず④番目までご記入ください。緊急時、①から順に連絡します。 裏面もご記入ください

①～⑩の方の場合は数字を記入してください。

児童を迎えに 来られる方	1	名前： (児童との続柄：)			
	2	名前： (児童との続柄：)			
	3	名前： (児童との続柄：)			
※①に主に送迎される方のお名前をお書きください。記載のない方が迎えに来られても支援員に連絡がないときは引き渡しできません。					
入園保留(待機)の場合で、2学期以降に空きが出た場合に、案内は必要ですか。 (必要 ・ 不要) *必要に○の場合ご案内いたします。					
希望する 保育時間帯	平日		授業終了後		から 時 分まで
	長期休業中		時 分		から 時 分まで
児 童 の 健 康 状 態	平熱は何度ですか		度	かかりつけ医	名 称 電話番号
	アレルギーの有無		無 ・ 有 (具体的に)		
	障害等の有無		無 ・ 有 (具体的に)		
	支援の必要性		不要 ・ 要 (具体的に)		
	手帳の交付状況		無 ・ 有 手帳 級 交付済 ・ 申請中		
	学童保育園の利用 (集団生活) にあたり、行動傾向や保育上の注意等があれば記入してくださ				
減免理由に該当する場合は 該当する項目に☑をつけてください		☐ ①生活保護法による要保護世帯及びそれに準じる世帯 (準要保護世帯) ☐ ②太子町母子家庭等医療費受給者証の交付を受けている ☐ ③兄弟姉妹で入園を希望している			
※③を除き、申請書と併せて減免申請書の提出が必要です。(準要保護世帯は教育委員会での承認後の申請となります。)					
※申請がない場合は減免が適用されません。また、遡っての減免はできません。					

【同意事項】

1. 「太子町学童保育園でのきまり」を順守すること。
2. この児童台帳を学童保育園と共有すること。
3. 太子町が保有する保護者及び同一世帯に属する家族の住民基本台帳を閲覧すること。
4. 入園決定後は、口座振替手続きを速やかに行い、太子町の定める納期限までに保育料を納付すること。
5. 保育料を滞納したときは、児童手当から徴収すること。

【注意事項】

- ・学童保育園保育料は、原則、口座振替で納付していただきます。
- ・新一年生は、入園決定後に口座登録についてご案内します。
- ・待機児童のいる学童保育園では低学年児童の入園を優先するため、兄弟姉妹でも高学年児童の入園をお断りする場合があります。
- ・午後7時を超えて預かることはできません。時間内に迎えに来られない場合は、太子町ファミリー・サポート・センター (※) を利用するなどしてください。(※問い合わせ先：太子町社会福祉協議会内 079-276-4111)

役場受付	学童受付	入力
	学童で受付した場合 日付・受付者名を記入	
	／	学童コピー